平成２６年（フ）第９３６３号
東京都小金井市貫井北町５―30―41、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区道玄坂２丁目18番11号　サンモール道玄坂407
破産者　株式会社マルスウィング
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３６４号
東京都小金井市貫井北町５丁目30―41
破産者　田矢　壮広
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９６号
東京都板橋区徳丸２丁目７―３―301　塩野第２マンション
破産者　新井　文代
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６１４号
東京都中央区築地７丁目７番２号501
破産者　株式会社１Ｇプロジェクト
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６１５号
東京都中央区築地４丁目11―１―601、住民票上の住所東京都中央区築地７丁目７―２―501
破産者　高見　麻哉
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６２８号
東京都港区南青山２―２―15　ウィン青山1302
破産者　有限会社メディアミックス
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６２９号
東京都港区六本木４丁目12番10号
破産者　有限会社エル・エヌ・エス
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６３０号
千葉県千葉市若葉区小倉台７丁目14―９
破産者　青柳　吉寛
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６４７号
東京都渋谷区渋谷１丁目12番12号　宮益坂東豊エステート901
破産者　株式会社エレベーション・パートナーズ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６４８号
東京都杉並区浜田山３丁目35―34―312
破産者　渡邉　　洋
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６５８号
東京都荒川区東日暮里４丁目36番27号
破産者　有限会社トライアル
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６５９号
東京都荒川区荒川１丁目56―７―302、開始決定時の住所東京都荒川区町屋３丁目８―16―301
破産者　早坂　康弘
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６７３号
東京都港区新橋４―５―15　新橋新和ビルディング地下１階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区新橋３丁目８番６号
破産者　有限会社コーリン田代
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７０５号
千葉県千葉市中央区中央２丁目２番地５号
破産者　合資会社東貴久商店
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７０６号
千葉県千葉市若葉区多部田町758―48
破産者　東　　貴久
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７３９号
東京都新宿区大久保２丁目７番１号
破産者　橘運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７４０号
東京都新宿区大久保２丁目７―１―902
破産者　石森　　敬
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１２号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番19号
破産者　アビーロード株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１３号
埼玉県上尾市緑丘１丁目３番19号
破産者　有限会社ドリームステーションジャパン
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８２９号
千葉県八千代市高津832番地１
破産者　株式会社ビー・エス・ピー
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８３０号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地３街区15棟102
破産者　山下　　央
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部